

行政無線情報は電話でも

防災行政無線が聞き取りにくい場合は
☎(48)7030 で確認してください。最新の
メッセージを聞くことができます。

災害に備えた名簿を作成しています ～災害時要援護者登録制度～

防災への意識改革

177

安全で住みよい

まちづくり

ニュース

防災交通課
☎(48)1111
(内208)

○地域全体で災害時要援護者を見守ります

「災害時要援護者」とは、災害が起ったときに、在宅で心身が自由な高齢者や障がい者、家族の支援が受けられない一人暮らしの高齢者など、自力で避難することが難しく支援を必要とする方です。

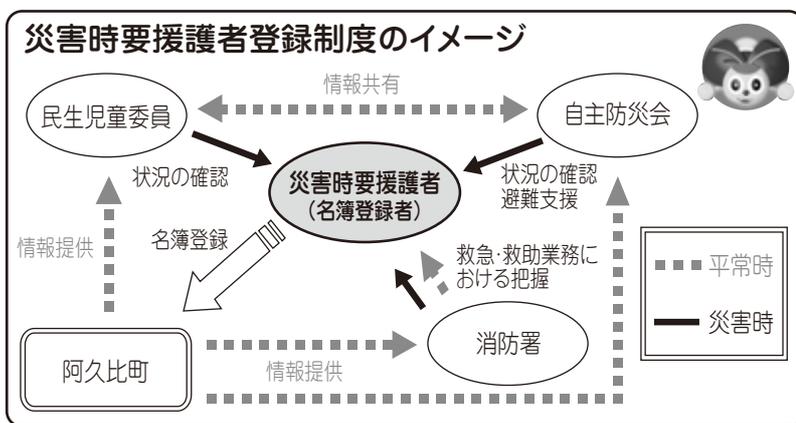
大規模な災害では、消防機関などの救助も遅れ、災害時要援護者は、「歩行が困難」「周囲の状況がわからない」「隣近所に支援してくれる人がいない」などの理由から、地域で孤立してしまう恐れがあります。

そのため、地域全体で要援護者を見守る必要があります。

○災害時要援護者名簿の登録に協力してください

町では、災害時要援護者を支援する地域の防災・福祉活動に活用するため、要援護者本人からの申請による名簿を作成しています。登録していただいた方の情報は平常時から、各地区の自主防災会、民生児童委員、

半田消防署阿久比支署などと共有しています。
関係機関で共有する要援護者情報は、保護の必要な情報です。大切な個人情報ですので、適切な管理に努めています。



災害時には不測の事態も想定されます。名簿への登録は、優先度や確実な支援、安全を保障するものではありません。各家庭で災害時に対して備えておくことが重要です。

○名簿登録の対象者

町では、対象者を次の(1)～(8)

(8) としました。自宅で生活し、同居する方の支援がなく「災害時に自力で避難することが困難な方」を対象としています。

(1) 要介護三以上の方

(2) 身体障害者手帳第三級以上でJ R身体障害者旅客運賃割引規則の第一種の方

(3) 精神障害者保健福祉手帳第三級以上の方

(4) 療育手帳C判定以上の方

(5) 愛知県特定疾患医療給付を受け給している、重症患者の認定を受けている方または神経系難病患者の方

(6) 満七十歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方

(7) 満七十歳以上の一人暮らし世帯の方

(8) 母子健康手帳の交付を受けた方(妊婦の方)

基本的な考え方は、単独では行動するのが困難で日常的に身の回りの生活においても何らかの支援を必要としている方です。

行政として、登録制度の趣旨をご理解していただき、一人でも多くの要援護者の方に必要な支援ができればと考えています。災害時に支援をしてもらいたいが、対象に合致しないので不安視される方は、ご相談ください。各自主防災会などの支援をできるだけ広く受け入れられるよう努めます。

(次ページに続く)